

令和4年 第2回 農業委員会総会

日時 令和4年2月24日 (木) 午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 大城 真由美 2番 山城 学
3番 久保田 政子 4番 百次 成仁 5番 杉本 雄靖 6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩 8番 宮里 良淳 9番 玉城 正智 10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄 2番 金城 正弘 3番 長嶺 淳二 4番 大城 久
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 幸地 豊 8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 山城 隆次 12番 山城 満
13番 志茂 政安 14番 安谷屋健治

【欠席委員】

大城 久 長嶺 淳二

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝

【議事録署名人】

1番 農業委員 大城 真由美 2番 農業委員 山城 学

【議事日程】

日程第1 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画につ
いて

令和4年第2回 総会 議事録

事務局	<p>これより令和4年第2回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>それでは令和4年第2回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は1番農業委員の大城真由美さん、2番農業委員の山城学さんでお願いします。次回調査委員は、3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さん、3番推進委員の長嶺淳二さんでお願いします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (15件)</p> <p>日程第2 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (2件)</p> <p>日程第3 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (6件)</p> <p>日程第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (10件)</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは審議に入ります。議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>それでは3条について、関係人が居ますのでその案件から行います。(関係人退席) 3ページをお開き下さい。8番から先にします。東里の8筆で売買による所有権移転であります。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	只今の案件可とします。事務局次をお願いします。
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。1番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。2番は大里の2筆で売買による所有権移転であります。3番は豊原の1筆で売買による所有権移転であります。4番は大度の1筆で売買による所有権移転であります。5番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。6番は南波平の1筆で売買による所有権移転であります。7番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。9番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。10番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。11と12番は関連します。11番は宇江城の4筆で売買による所有権移転であります。12番は宇江城の1筆で売買による所有権移転であります。13番は名城の2筆で売買による所有権移転であります。14番は名城の2筆で3年間の使用貸借権の設定であります。15番は伊敷の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくをお願いします。 (時間をおいて) 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
会長	議案第4号は可とします。次に議案第5号について事務局説明を。
事務局	<p>6ページをお開き下さい。1番は米須の1筆で農地区分は第1種農地で進入路への転用であります。この進入路は4条と5条の同時申請であります。2番は与座の1筆で農地区分は農振農用地で農業用施設への転用であります。</p>
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	<p>1番の米須について7ページの航空写真をご覧ください。写真を見て分かるように第1種農地ではありますが、不許可の例外集落接続に該当するため、進入路への転用は問題無いものと判断しました。2番の与座について9ページをご覧ください。農地区分は農振農用地ではありますが、不許可の例外農業用施設への転用であるため問題は無いものと判断しました。</p>
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。

委員	2番の農業用施設でありますが、第1種農地、農振農用地に限らず農業用施設であればどこでもOKなのか？
事務局	今回の件については土地改良区域内の農振農用地でありまして、農政課の網もありますが、農業用施設への用途変更の手続きを行っており、手続きをちゃんと行っているため、不許可の例外に該当いたします。
委員	農業用施設とはどういう施設か？
事務局	出荷場、トラクター置場、駐車場等です。
委員	農業用施設へ転用した後、何方かが見に行くのか？（確認方法は？） 申請が終わるとそれで終わりか？
事務局	農地転用でありますので、2回利用状況の報告義務があります。
会長	他に質問なければ只今の案件、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	第5は可とします。次に議案第6号について、事務局説明願います。
事務局	12ページをお開き下さい。農地法第5条について1番は与座の1筆で農地区区分は第2種農地であります。10年間の賃借権の設定で資材置場への転用であります。2番は名城の2筆で農地区区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3番は米須の1筆で先程の4条と同時申請であり、農地区区分は第1種農地であります。売買による所有権移転で進入路への転用であります。4番から6番は関連します。名城の4筆で農地区区分は第1種農地です。売買による所有権移転で駐車場への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。1番の与座については、周りを山林原野に囲まれた第2種農地であるため資材置場への転用は問題無いものと判断しました。2番の名城について、周りを宅地や畑に囲まれた第2種農地であるため、一般住宅への転用は

	<p>問題無いものと判断しました。3番については、4条にて報告しましたので割愛いたします。4番から6番は関連しますので一括にて報告します。名城の4筆については、畑や住宅に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外、既存施設の拡張に該当するため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。以上報告としますが、皆様のご意見をお願いします。</p>
会長	<p>只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>6番の和解、調停とのことでしたが、そこに至った経緯が分かれば。</p>
事務局	<p>沖縄リゾートが地主と仮契約を行っていたが、第3者へ転売してしまったため、3者による和解、調停にて現在に至っております。</p>
会長	<p>他にありませんか？なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは議案第6号は同意とします。次に議案第7号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは22ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について3-181～3-190までを読み上げて説明。</p>
会長	<p>只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>議案第7号は可とします。</p> <p>以上で本日の総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人</p> <p style="text-align: right;">1番 農業委員 大城真由美</p> <p style="text-align: right;">2番 農業委員 山崎</p>